

公害・環境

日弁連公害対策・環境保全委員会ニュース

2006.6 No.

35

CONTENTS

リレー寄稿	
実務家教員奮闘記	1
新横浜基地公害訴訟高裁判決	3
小田急訴訟最高裁大法廷 判決の意義について	4
大阪高裁、国営の永源寺第二ダム 事業計画決定を取消す!	5
志賀原発2号機運転 差止め判決について	7
コストリカ現地調査	8
意見書の紹介	10

リレー寄稿 実務家教員奮闘記

～ロースクールで環境法を教える～ その3

弁護士 池田 直樹 (関西学院大学実務家教員/大阪弁護士会)

私が関西学院大学ロースクールで環境法(2単位)を教えるようになって3年目に入った。初年度の受講生は2名だったが、昨年は聴講生も含めて12名、そして今年は30名を超えた。今年の開学の環境法での司法試験受験生は7名。来年は20名を超えそうである。また、環境法クリニックは昨年も今年も2名が受講し、弁護団会議などに出席している。私は、学内では成績評価が厳しいことで知られているから(担当している民事裁判実務Iやローヤリングでは落第を相当数出しているし、平均点も低い)、この受講者増加には正直驚いている。

環境法の受講理由を聞くと、環境法に興味があるという答えが意外に多い。若い世代は、義務教育課程で環境教育を受けてきており、環境意識の高い学生もいる。ただ、もっとも多い受講理由は、「行政法と不法行為の勉強になる」という点にあるようだ。司法試験で環境法を選択する理由には、新しい科目なので比較

的易しい問題が出そうだ、という現実的計算が働いていることは間違いない。

他方、教える側としても、司法試験科目となったことを強く意識せざるを得ない。

環境法が司法試験科目でなかった1年目、私は、水俣病をめぐる判決で授業全体の3分の1近くを使った。我が国の環境法の発達の原点である水俣病の歴史的闘いと判決の役割、そして行政と立法の怠慢といまだに苦しむ患者たち。私はたった2名だった受講者と、水俣病のビデオを見たり、患者の陳述を読んだりしたうえで、水俣の諸判決を読んでいった。水俣の数多くの判決は、過失論、行政の不作為の責任、因果関係論(水俣病の病像論)など公害事件における主要な論点全般に及んでおり、環境法を学ぶ者は必ず格闘すべきだと思うからである。また、初年度はどうしても得意とする公害・環境事件の司法・行政的解決の部分に力が入った。判決の中に息づく裁判

官の正義の感覚、裁判官を動かした弁護士の情熱。比較的自由な気持ちで、環境法実務家としてのスピリットを伝えることを目指していた。

しかし、司法試験科目に決まった昨年は、そういった自由さを修正せざるを得なかった。

まず、全体をカバーすることに努力することになった(夕方の最終授業なので、常時20分延長していたが、それでも時間が足りなかったので補講も行った)。たった13回の授業で公害規制法から自然保護法、循環管理法まで扱おうとすれば、1つの「事件」だけに深入りすることはできない。水俣病ビデオも割愛した。

また、環境紛争法に偏りがちだった授業を環境政策論に引き寄せる軌道修正を行った。本来、環境法をカバーしようとするならば、4単位は必要であり、それを環境政策論と環境紛争論とに区分けし、それぞれ研究者と実務家で分担することが合理的であろう。それを2単位でやりくりするには、個々の法律の目的を理解し、

その目的達成のためにどのような法的仕組みを作り上げているのか、という法律の構造を把握させることに授業の主眼を置くことになった。ただし、水質汚濁法であれば、まず水俣病熊本判決や最高裁関西水俣病判決を読んだうえで、水質二法との比較において、その構造を理解するようにし（したがって大気汚染防止法であれば四日市判決から入ることになる）、各テーマごとに可能なかぎり、具体的事例から法律を理解していくように、授業を組み立てている。

さらに、毎回の予習課題の設定に際しては、小問スタイルでの質問を出しておいたり、初年度はレポートだった期末評価を通常のテストに改めた。

このように書くと、環境法の司法試験化の弊害が表れていると批判されてもやむを得ない面はある。

しかし、それでも、私は環境法を選択する学生が増加していることを歓迎したいし、学生のニーズに一定応える環境法の授業の工夫は必要だと割り切っている。

第一に、環境法への若い学生たちの興味関心は確実に強まっていると思うからである。特に、ロースクールでますます増えている女子学生にその傾向が強い。自分が情熱を持つ科目、自分が将来使っていきたい法律で司法試験を受けたい、という素直な気持ちを大事にしたい。仮に、司法試験で有利になりそうだ、という打算が動機だったとしても（実際有利になるかどうかの保障はないが）、環境法を学ぶ層が厚くなることは、それだけ環境法を使って環境保護に力を尽くす弁護士や行政・企業担当が増えることにつながると思うからである。何かというと「企業法務をやりたい」という修習生が多い中、環境を守る法律家になりたい（企業法務として環境法を遵守していくことも選択肢である）という

学生が増えることはうれしいことである。

第二に、確かに、今の授業スタイルでは、学生を現場に連れて行ったリ、当事者の話を聞いたり、ディープ・エコロジーなど思索を深めることができず、「なぜ環境法なのか」を自らの人格をかけて問うことはできていない。環境法を「法技術」としてのみ使う法律家も生まれるだろう。しかし、実務家である以上、事実の重要性は繰り返し強調しているつもりである。今年、初回授業で水俣病ビデオも復活させた。現場や事実を見据えたうえで、環境法のシステムを批判的に見る視点の養うことや環境問題に取り組む法律家としてのスピリットの伝承は、実務家教員の重要な役割であり、不十分であっても今の授業の枠内でも一定の実現は可能だと思うからである。

第三に、環境法では要件事実論のような論理ゲームや学説の解釈論を展開する必要がない。各環境法規の目的はかなり明確であり、その功罪も歴史的に検証できる。行政、事業者、市民という三面関係の中で、歴史的に法律がどう変遷し、どこに問題があるのかを考えると、新司法試験の学習との間に矛盾はないと思うからである。大塚直「環境法」第2版の「環境法学の学習にあたって」の頁や北村喜宣「プレップ環境法」はそういった学習の視点を明確に提示している。

第四に、専門的に環境法を学びたい学生には、環境法クリニックなど、より自由なスタイルの講座を別途設けることで、少数精鋭の環境法専門家を養成していくことができると思うからである。関西学院大学の環境法クリニックでは、私が参加しているいくつかの環境事件の弁護団会議に学生に参加してもらい、現場を訪問したり、当事者から聞き取りを行ったり、法的メモを作成したりして

もらっている。昨期の受講生は「ロースクールでもっとも面白い学習体験ができた」と感激していたし、今期の受講生は、アスベスト国家賠償訴訟の訴状の一部の起案にも関わっている。

今後、できるならば、夏休み等を利用して、大自然の中で環境法への情熱をかき立てるようなゼミ合宿を企画したいと思っている。ロースクールの現実を決して楽観できるものではないが、私は、環境法をめぐる「環境」については比較的楽天的である。日弁連をはじめ、情熱的な法律家と学生との接点が増えることは必ずやプラスの影響をもたらすと信じている。

書籍のご紹介

「ケースメソッド環境法」第2版
(日本評論社)



環境紛争を解決するための基本的な法知識から訴訟の戦略までをカバーし、法科大学院の教材に最適な一冊。2004年行政事件訴訟法改正、小田急最高裁判決等に対応した第2版。

◇書籍のご購入は、書店にてお願い致します。

新横田基地公害訴訟高裁判決

副委員長 山本 英司（東京弁護士会）

1 判決の概要

2005年11月30日、東京高裁で新横田基地公害訴訟控訴審判決が言い渡されました。

同訴訟は1996年に提訴された被害住民原告約5500名という大規模訴訟です。ただ、いささか旧聞に属するし、字数の制限もあるので判決の特徴をかいつまんで紹介します。

まず、夜間飛行の差し止め請求は棄却。これは他の基地公害訴訟と同様であり、差止はなかなか打ち破れない壁となっています。

損害賠償請求に関しては、W値75以上の地域に居住する原告に慰謝料を認めました。

2 「危険への接近」法理を排斥

損害賠償の判断に関する第一の特徴点として、国の、「危険への接近法理」による賠償額の免責、減額の主張を排斥したことです。住民は騒音被害を受けることを積極的に容認したわけではないという極めて常識的な理由ですが、合わせて裁判所は、過去において横田基地の騒音水準が違法状態にあることを認めた判決が2度にわたって確定しているにもかかわらず、未だ国が騒音状態を解消させずに放置していることも考慮すると、衡平の見地から見ても、危険への接近法理によって国の責任を否定または減額することは相当ではないとして、国の怠慢を厳しく指摘しました。この「危険への接近法理」は基地公害訴訟において、国が賠償額を減額させるための最大の抗弁事由としているもので、どの訴訟においても常に大きな争点となってきた

ものです。私たちは「危険への接近」という用語自体、あたかも基地周辺に移り住んできた住民が好き好んで騒音発生源に近づいてきたかのような印象を与えるもので、住民に責任を転嫁するかのような用語であって不適當である、国は過去に最高裁で明確にその違法性を指摘された騒音発生源である基地をいつまでも放置してきたのであり、むしろこれは「危険の居座り」と称すべきであると主張して、その発想の転換を裁判所に迫りました。今回の判決は、裁判所がこの私たちの訴えに答えてくれたものと評価できます。

3 将来請求を一部認める

2番目の特徴点として、一部ではありますが将来請求が認められたことです。継続的不法行為の損害賠償を請求する基地公害訴訟にとって、まして、差止請求が認められない現状においては、将来請求の壁を打ち破ることが大きな目標であり、しかもこれは至難の業でした。過去の基地公害訴訟においては、損害賠償請求権の成否及びその額が将来の不確実な事情にかかっているという理由で、この将来請求が認められたことはありませんでした。

しかし、今回の判決は、口頭弁論終結から高裁判決の言渡りまでの約一年間に限ってですが、将来請求を認めました。口頭弁論終結時点で周辺住民が受けていた航空機騒音の程度に取り立てて変化が生じないと推認されるし、損害賠償を求めて再び訴えを提起しなければならないことによる住民らの負担にかんがみたと

いうのがその理由です。たった一年ですので手放して評価するわけにもいきませんが、将来請求の固い扉を少しこじ開けたという点で、やはり画期的というべきでしょう。

4 国の怠慢を非難

なお、裁判所は判決理由の最後に以下のように述べて、国の怠慢を強く非難しています。「横田基地の騒音についても、最高裁判所において、受忍限度を超えて違法である旨の判断が示されて久しいにもかかわらず、騒音被害に対する補償のための制度すら未だに設けられず、救済を求めて再度の提訴を余儀なくされた原告がいる事実は、法治国家のありようから見て、異常の事態で、立法府は、適切な国防の維持の観点からも、怠慢の誹りを免れない。」

このような指摘をするくらいなら差止や期限を切らない将来請求を認めてくれてもよさそうなものですが、それはさておき、司法から投げられたこの「立法府の怠慢」の指摘は今後の運動において大きな力になるものです。基地が存在する限り、騒音被害はなくなるはずがありません。今後は被害救済を裁判所だけに求めるのではなく、恒久的な被害救済制度を確立させたり、また、何よりも首都圏の住宅密集地に基地を置いて、住民に被害を与え続ける防衛政策のあり方（安保条約の適否はさておき）自体を、問題にしていかなければなりません。

2 最高裁が周辺住民に原告適格を認めた論理

本判決の核心点は以下の部分です。

(1) 行政処分の取消訴訟の原告適格について規定する行政事件訴訟法9条1項にいう当該処分の取消しを求めるとき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう。

(2) 2005年4月1日施行の行政事件訴訟法9条2項は、「処分の相手方以外の者について法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。(以下略)」と規定する。

(3) 都市計画法は、事業の施行に伴う騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を保護する趣旨を含む。したがって、都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民のうち当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著

しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該事業の認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する。

(4) 東京都においては、事業の実施が環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価を行い、結果を公表すること等の手続に関し必要な事項を定めることにより、公害の防止等に適正な配慮がされることを期し、都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的として、東京都環境影響評価条例が制定されている。

(5) 東京都環境影響評価条例の規定により本件事業の関係地域と定められた地域に居住する原告らは、いずれも本件事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たると認められる。

3 本判決が今後の行政訴訟さらに公共事業のあり方に対して与える影響

本判決は、全国で今都市計画事業を施行中ないし今後施行を予定している地方公共団体の関係者にも大きな衝撃を与えています。それは、本判決が、本件鉄道高架化事業の施行地の南北それぞれおよそ1キロメー

トル内に居住する約5万世帯20万人もの住民に原告適格を認める判断を示したからです。今後公共事業の施行者は、最初から司法審査に耐えるように事業を立案し、周辺住民の理解を得ることが不可欠となります。

また、本判決は、当該事業によって予想される「健康又は生活環境に係る著しい被害を受けるおそれ」の具体的程度についての立証を求めています。すなわち、原告適格の審理において実体的な「被害のおそれ」を立証するという手間が大きく省略できると期待されます。

さらに、事業の違法性判断において、住民の「被害」を、生命や健康への被害にとどまらず「生活環境」への被害にまで拡張したことは、環境訴訟の地平を大きく広げるでしょう。

4 本件事業の違法性判断は第1小法廷にゆだねられた

本判決により、周辺住民の原告適格を否定して訴えを却下した東京高等裁判所の判決は見直しを迫られることになり、本件事業認可の適法性の審査が、引き続き最高裁第1小法廷で行われることになりました。本件事件についていよいよ最終判断が下されようとしています。

大阪高裁、国営の永源寺第二ダム事業計画決定を取消す！

委員 藤原 猛爾 (大阪弁護士会)

2005年12月8日、大阪高裁は、永源寺第二ダム（国営新愛知川土地改良事業計画）の事業計画決定を取消す判決を下しました。農水省所管の単独ダム計画を取り消した最初の判

決です。

1 計画の問題点

第二ダム計画は、土地改良法にもとづく灌漑用ダム建設計画で、1994

年1月に計画決定され2001年度の完成予定でした（ただし、現在までダム工事は未着工。参考図）。

同法は、事業の必要性、技術的可能性、経済性（効果÷費用が1以上）

を効力要件としています。そこで、第二ダム建設に対しては、水不足はない、水が貯まらない、効果算定（497億円）が過大で費用算定（479億円）が過小に過ぎる、愛知川流域の自然を破壊する等による反対があり、1994年10月に大津地裁に訴訟提起されました（原告52名）。

争点は、経済性の要件に関する違法性の有無でした。原審では、渇水時に使われている揚水ポンプ（903台）の廃止による効果が全効果の約85%もあるのは実態に反し違法と争いましたが、1審は原告敗訴（2002年3月）でした。

2 高裁審理中に新事実判明

高裁審理中の2004年2月、国は地元に対して事業計画の変更を公表しました。それは、計画決定後の調査により、計画決定時の設計内容では、①貯水量が不足し、②ダムの基礎地盤が軟弱であること等が判明したので、実際の地形地質をふまえ当初計画を変更するというものでした。

しかし、上記①、②の事実は、ダム建設に不可欠のボーリング調査、弾性波検査等を計画決定前に実施しておれば把握できたものでした。ところが、国はこの重要な現地調査を計画決定前に実施していなかったのです。国もこの調査が必要であり、調査を実施すると地元で説明していたのですが、地元地権者の反対で調査出来なかったのです。

そこで、国は上記①、②の事実は、計画前の調査結果と異なる「計画決定後に初めて判明した事実」であると強弁して、計画変更手続（経済性の要件充足が不要）をとることで強行突破しようとしたのです。しかし、「新事実」によると、ダム高が約10m高くなり、ダム堤長が約10m長くなり、建設費用も800～1200億円と大幅に増大するのです。当初計画の効果は変化せず、費用が479億円

を大幅に超えるわけですから、経済性の要件を充足しなくなることは明白です。かくして、高裁ではこの点に関する経済性の要件が最大の争点となったのです。

3 大阪高裁の判断

- (1) 経済性の要件は、国民経済の確保の要請からくる土地改良事業の基本的要件である。
- (2) 農水大臣は、法が定める基本的要件の運用について、自ら調査や測定等の具体的基準・手続を通達で定めた。
- (3) (2)の基準・要件は、法の要件の具体化として合理的である。
- (4) 本件では、ダム規模に関わる重大な客観的事実の食い違いがある。
- (5) (4)の事実の食い違いは、農水大臣自らが実施すべきとした調査・測量等を実施しなかったことに基づく。
- (6) その結果、ダムの規模を誤って設計した。

(7) (6)は経済性の要件について、測定方法等の各通達による審査に重大な影響を与える程度のものであった。

(8) ダムの規模の拡大により少なくとも10%の費用が増大し、それだけで投資効率が1を下回る。

(9) 調査・測量を実施しておれば、決定時にダム規模の見直しが出来た。

(10) 本件計画決定の瑕疵は、計画変更手続によって是正しえない。

(11) 専門技術者による調査・報告書を要する趣旨は、第三者による実質的審査を経ることを法律上の手続要件とし、事業計画決定の適正を担保することにある。

(12) 本件の専門技術者の報告書は、独自の調査を実施せず、ダムの規模に関連する客観的事実を看過し、独自の検討をしていない。

(13) (12)の事実とその違法性は、法の規定に実質的に反するもので本件決定の違法・瑕疵となる。



志賀原発2号機運転差止め判決について

委員 岩淵 正明（金沢弁護士会）

1 志賀原発訴訟の概要

2006年3月24日、金沢地方裁判所において、志賀原発2号機に対する差止め勝訴判決が出されました。原発差止め訴訟においては、初めての勝訴判決であり、画期的判決と言えます。

この訴訟は、1999年8月に17都府県の原告135名で北陸電力を被告とする民事差止め訴訟が提訴されたものです。

6年余の審理の後に、2005年9月9日の期日に結審予定であったところ、裁判所は、①原発近傍の邑知潟断層帯の評価と、②結審直前の8月に発生した宮城県沖地震により女川原発で想定外の地振動を記録した件について議論を尽くせと訴訟指揮して、結審を延期し、そして、1ヵ月後の2005年10月3日に結審したものです。このような異例の結審延期の経過があったため、判決内容については一定の期待がもたれていたところ、差止め判決が出されたものです。

2 判決の差止め理由

判決は、地震・耐震設計の不備に関する原告の主張を全面的に認め、志賀原発2号機の差止めを認めました。

(1) まず、判決は、耐震設計が妥当であるといえるためには、直下地震の想定が妥当なものであること、活断層をもれなく把握していることと、耐震審査指針の採用する基準地

震動の想定手法（いわゆる大崎の方法）が妥当性を有することが前提となるとして、順次これらの論点に判断を加えています。

(2) 判決は、直下地震の想定に関する判断として、「マグニチュード6.5を超える大規模な陸のプレート内地震であっても、地震発生前には、活断層の存在が指摘されていなかったと言われている例やマグニチュード6.5を超える大規模なプレート内地震が発生したのに、これに対応する地表地震断層が確認されなかったと言われている例が相当数存在しているのであり、現在の地震学の知見に従えば、対応する活断層が確認されていないから起こり得ないとほぼ確実にいえるプレート内地震の規模は、マグニチュード7.2ないし7.3以上というべきである。」とし、「そうすると、被告が設計用限界地震として想定した直下地震の規模であるマグニチュード6.5は、小規模にすぎるとはならないかとの強い疑問を払拭できない。」と判断しました。

(3) 次に判決は、原告による「平成17年3月に発表された政府の地震調査委員会が、原発近傍の邑知潟断層帯で一連の断層が一体として活動してM7.6程度の地震が発生する可能性を指摘しているが、被告はこれを考慮していない」との主張を全面的に認め、被告の断層の把握は不備であるとしました。

(4) 判決は、更に、大崎の方法に関

しては、「原子力発電所の耐震設計において大きな役割を果たしてきたということが出来るが、地震学による地震のメカニズムの解明は、これらの手法が開発された当時から大きく進展していて、これらの手法の持つ限界も明らかになってきており、他方、これらの手法による予測を大幅に超える地震動を生じさせた地震が現に発生したのであるから、現時点においてはその妥当性を首肯し難い。そうすると、これらの手法に従って原子力発電所の耐震設計をしたからといって、その原子力発電所の耐震安全性が確保されているとはいえないことになる」と判断し、これら3点の理由から志賀原発2号機を差止めたのです。

(5) なお、判決は、本件原子炉において地震が原因で最悪の事故が生じたと想定した場合は、志賀原発から最も遠方の700km離れた熊本県に居住する原告についても、許容限度である年間1ミリシーベルトをはるかに超える被曝の恐れがあるから、全ての原告らにおいて、人格権侵害の具体的危険が認められるとしました。

3 おわりに

この判決で指摘された耐震設計審査指針の不備は、全国の原発に共通するところであり、他の原発訴訟に及ぼす影響が大きい点に最大の意義があり、画期的な判決と言えます。

コスタリカ現地調査

～環境先進国の取り組みに学ぶ～

委員 後藤 富和（福岡県弁護士会）

1 はじめに

第49回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会は、先進的な自然保護政策を調査するため3月18日から27日にかけて、コスタリカ共和国を訪問しました。

コスタリカは、中米の熱帯に位置し、九州と四国をあわせたくらいの国土に約430万人の人口を擁し、軍隊を廃止した永世中立国としても有名ですが、近時、自然環境保護に力を入れる環境先進国として高く評価されています。

2 ラ・セルバ

19日、ラ・セルバ（セルバはスペイン語でジャングルの意味）を訪問しました。ラ・セルバはサンホセの北、大西洋側の低地熱帯林にある自然保護区で、敷地内を大きなプエルト・ビエホ川が横断しています。ここは隣接する国立公園とあわせてユネスコの生物圏保存地域に指定されており、1900種の植物、500種の蝶、420種の鳥、49種の両生類など多様

な生物が生息しています。

この中には熱帯研究機構（OTS）が運営するラ・セルバ生物ステーションがあります。OTSは米国及びコスタリカの50以上の大学が参加する非営利団体で、コスタリカ内に3つの生物ステーションを持ち、国内外の各種財団からの収入で運営されています。

熱帯雨林は地球上における生物多様性の宝庫であり、気候変動の影響を最も受けやすい地域でもあります。それだけに、生物や気候変動に関する大変充実した研究が行われており、その成果は幅広く公表・利用されています。

3 首都サンホセ（生物多様性研究所、環境エネルギー省）

首都サンホセは、人口約40万人、標高1150mの高地に位置し、蒸し暑かったラ・セルバと一変し、すごしやすい快適な気候に恵まれています。

20日、生物多様性研究所（INBio）

を訪問しました。INBioは、生物多様性の多面的価値を明らかにし、生態系の破壊を伴わない自然環境の利用を実現するための研究開発を行う非政府機関です。自然環境を維持するためには、人類の諸活動で利用可能な限界を科学的に調査し、その限度内での利用を通じて、生物多様性の永続的な保全を図るエコマネジメントシステムの構築が必要です。INBioでは、生物多様性を、理解し、保護し、利用すること、この3つの要素が密接に関連することが生物多様性の保護に不可欠であるとの理解のもと、世界中から約450人もの研究者が集まり、このシステムの構築に向けた研究を行っています。

同日午後、同国の環境エネルギー省（MINAE）を訪問し、リック・アラン・フローレス・モヤ副大臣から同国の環境保護に向けた先進的な取り組み、とりわけ同国の環境アセスメントの果たす役割や、コスタリカ全土を11のエリアに分けて環境を保全するシステム（SINAC）について詳細な説明を受けました。

4 グアナカステ保全エリア

21日、バスで約6時間かけ、ニカラグアとの国境近くのグアナカステ保全エリアに向かいました。グアナカステ保全エリアは、グアナカステ国立公園とサンタロサ国立公園を擁し、マングローブ林、熱帯乾燥林、熱帯雨林、熱帯雲霧林と多様な生態系をもつ広大なエリアで、ユネスコの世界自然遺産にも指定されています。



INBioのイグアナ

熱帯乾燥林では、山火事（その原因の大半は焼畑によるもの）による森林の消失とそれに伴う生態系の破壊が深刻な問題となっており、焼畑をやめさせるための取り組み（啓蒙活動や取締）について、詳細な説明を受けました。

国立公園を中心にその周辺を自然保護区とし（国土の4分の1を占める）、さらに自然保護区を拡大し、各自然保護区を有機的に結び、中米地峡を縦断する広大な生態系保全エリアを構築するというシステムは画期的なものであり、高く評価できます。

ただ、中央の環境エネルギー省と、現場の職員、そして研究者との間に、目標とする到達点やSINACの捉え方に多少の齟齬があるなど、その調整を含めて、さまざまな課題も残されています。

5 アレナル火山

アレナル火山は、富士山に形が似た世界でもっとも活発に活動している活火山で、付近は、年間500日雨が降るといわれる熱帯雲霧林が広がっています。

22日、アレナル湖を沈没の危険に怯えながら小船で渡り、対岸から、現地ガイドが運転する小型のバンで細い未舗装道を疾走しました。窓のすぐ下に深い崖が口をあけており、ラリー選手権級の恐ろしさを味わいました。

6 カーニョ・ネグロ

23日、ニカラグアとの国境に近い、カーニョ・ネグロ野生保護区をボートで散策しました。ここは白鷺やカワセミなど色鮮やかな鳥が舞う水鳥の楽園で、川岸には、ホエザル、イグアナ、ワニなどが多数生息してお

り、川面を2本足で走り回るグリーンバシリスクのユニークな姿に驚きの歓声が上がりました。

ただ、はじめは、「あっ、ワニ、ワニ」と驚いていた私たちも、あまりに多く目にすることから、ワニを見ても「何だ、ワニか」と感覚が麻痺していきました。

そのワニが休む河岸でピクニックを行

い、過密スケジュールの調査の合間、ひと時の休息を得ました。ちなみに、現地では、ほとんど毎食のように「ガジョ・ピント」という長粒米の赤飯が出ますので、日本人でも食生活に違和感を抱くことはありません。ただし、毎食赤飯だと飽きてしまいます。バナナの炒め物（現地ではバナナを果物ではなく野菜のように料理に使うのが一般的）については好みが分かれるところだと思えます。

7 モンテベルデ

23日午後9時から、モンテベルデ保護連盟の方からレクチャーを受け、翌24日、広大な熱帯雲霧林のジャングルが広がるモンテベルデ自然保護区を調査しました。うっそうとした巨木に囲まれると、偉大な自然に対する畏敬の念がわきます。ここでは、火の鳥（手塚治虫著）のモデルといわれる幻の鳥「ケツァール」を目にすることができました。

8 まとめ

環境保護よりも開発が重視されがちな途上国において、生物多様性の



モンテベルデの森

保護を国家の最重要課題に掲げ、法制度を整備し、研究設備を充実させ世界中から研究者を受け入れ、戦略的に生物多様性の保護に取り組むコスタリカの姿勢は高く評価できます。また、エコツーリズムの実践、国民の環境意識の高さなどは、同国の充実した環境教育の成果であるといえます。今後、次世代に自然環境を残すためには、このコスタリカの取り組みを世界中に広げていくことが必要になるでしょう。

ただし、中央官庁と現場の研究者らの意識の調整をどう図るのか、環境保護政策を永続させるための基盤をどう確立するか、特に資金の確保をどうするかなど課題も残されています。

もっとも、上記課題は、コスタリカ一国で解決しうるものではなく、日本をはじめとする先進国が環境保護に関し積極的に協力することで解決すべきものといえます。そして、環境保護が、人間生活にも有用で経済的にも十分に成り立つだけのシステムとして確立することが、生物多様性の保護に不可欠であると感じました。

意見書の紹介

六ヶ所再処理工場のアクティブ試験についての会長声明

日本弁護士連合会は、3月2日、六ヶ所再処理工場のアクティブ試験についての会長声明を採択し、経済産業省、青森県、六ヶ所村、日本原燃株式会社などに提出しました。

アクティブ試験は、事実上の運転開始であり、使用済燃料を実際に使用することから、この工場全体と周辺環境等に対する放射能汚染も現実化します。この工場が放射能によって汚染されると、廃止費用だけでも約1兆6000億円を要するとされており、事実上後戻りが極めて困難となります。日本原燃株式会社は、3月29日に青森県と六ヶ所村と安全協定を結び、3月31日にアクティブ試験を開始しています。

声明では、日本原燃株式会社が六ヶ所再処理工場のアクティブ試験を実施しないこと、青森県知事と六ヶ所村長は、アクティブ試験に係る安全協定を締結しないことを求め、早急なアクティブ試験の実施の中止を訴えています。(本文は、<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/060302.html>をご参照ください)

玄海原発へのプルサーマルの導入に反対する会長声明

佐賀県弁護士会は、3月15日、玄海原発へのプルサーマルの導入についての会長声明を採択し、経済産業省、佐賀県玄海町、九州電力株式会社などに提出しました。

九州電力は、玄海原子力発電所3号機における2010年度のプルサーマル導入を目指し、2004年5月に経済産業省に対し原子炉設置変更許可申請書を提出し、2005年8月30日に同省の設置許可を受けています。また、九州電力は、佐賀県と玄海町に対しプルサーマル実施の事前了解願を提出しており、佐賀県と玄海町は3月26日に同意しています。

声明では、事故が発生した場合の被害の重大性や通常の発電コストの4倍もかかる経済性の問題などから、玄海原発におけるプルサーマル導入に強く反対し、九州電力に、その計画自体の見直しを訴えています。(本文は、<http://www17.ocn.ne.jp/~sagabgsk/seimei/060316.pdf>をご参照ください)

湿地の保全及び再生等に関する法律要綱案

日本弁護士連合会は、3月16日、「湿地の保全及び再生等に関する法律要綱案」を採択し、環境省などに提出しました。

現行法には湿地を対象とする法規制がなく、公共事業や民間事業によって多くの貴重な湿地が消失、悪化しています。このままでは残された貴重な湿地も絶滅の危機にさらされることになり、法律による実効的な規制強化が必要です。日本弁護士連合会は、これまで、諫早湾干潟、三番瀬干潟、泡瀬干潟などの湿地に関する開発行為の中止や保全策の提言を行ってきました。2002年に開催された第45回人権擁護大会においては、「湿地保全・再生法の制定を求める決議」を採択しています。

このたび、この決議を具体化したものが、本法律要綱案です。この要綱案では、現在と将来の人間と野生動植物が健全で恵み豊かな湿地の恵沢を享受することを目的とする点、湿地を破壊する行為に対しては、誰でも裁判を起こす権利を認めている点などが特徴として挙げられます。

また、この要綱案は、わが国における湿地の保全・再生に向けての叩き台として広く世に問うものであり、各界各層のご意見を頂き、さらによいものにしていきたいと考えています。

(本文は、http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/060316_2.htmlをご参照ください)

イベントのご案内

第49回日弁連人権擁護大会シンポジウム第1分科会

「未来へ響け生きものたちの歌声～北の大地から展望する人と野生生物との共生～」

日 時：2006年10月5日(木)12:30～18:00

会 場：釧路市観光国際交流センター「大ホール」

申 込：事前申込不要／参加無料（報告書は有料になります）

問い合わせ先：03-3580-9510（日弁連人権第二課）